

2017年1月 介護休暇制度改正及び介護時間制度新設

人事委員会は「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」を改正し、「子の看護休暇」の対象年齢を小学校6年生までから中学校3年生までに引き上げ、1月から施行しました。

あわせて、国の法改正に準じて「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」及び関係規則が改正され、1月から「介護休暇の分割取得」・「介護時間の新設」が施行されました。

これまでの交渉により前進しましたが、引き続き期間の延長等を求めています。

介護休暇制度の改正

介護休暇は、職員が要介護者を介護するため、1日又は時間単位（時間単位の場合は1日4時間まで）で取得することができる休暇です。これまで、取得期間は「連続する6月の期間内において必要と認められる期間」とされており、分割で取得することができませんでした。3回まで分割して取得することが可能になりました。

改正前



いったん休暇の取得を開始すると、6月の間の取得状況に関わらず、取得開始日から6月経過すると休暇が取得できない。

改正後



指定期間（介護休暇を取得する期間として指定する期間）が通算して6月に達するまで休暇の取得が可能（分割回数は3回まで）となりました。

介護休暇の対象となる要介護者の範囲

職員の配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹等で、2週間以上の期間にわたって日常生活を営むのに支障があるものをいいます。

祖父母、孫及び兄弟姉妹については、これまで職員との同居が要件とされていましたが、今回の改正により、同居の要件が廃止されました。

【要介護者の範囲】

改正後	
同居要件なし	同居要件あり
<ul style="list-style-type: none"> 配偶者 父母 子 配偶者の父母 祖父母 孫 兄弟姉妹 	<ul style="list-style-type: none"> 父母の配偶者 配偶者の父母の配偶者 子の配偶者 配偶者の子